

平成 2 9 年第 1 0 回教育委員会

定例会議事録

平成 2 9 年 1 0 月 2 日

東久留米市教育委員会

平成29年第10回教育委員会定例会

平成29年10月2日午前10時00分開会

市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 議案第35号 平成29年度東久留米市一般会計(教育費)11月補正予算
(案)について
- (2) 諸報告
- ①平成29年第3回市議会定例会について
 - ②平成30年度予算編成について
 - ③「教科書、教材等の作成に関するガイドライン」の改定について
 - ④中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会「学校における働き方改革に係る緊急提言」について
 - ⑤南沢獅子舞について
 - ⑥その他
-

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	細 田 初 雄
委 員	細 川 雅 代
委 員	宮 下 英 雄

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 堀 高 広
学 務 課 長	島 崎 修
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	荒 井 友 香

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

○直原教育長 これより平成29年第10回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席です。名取はにわ委員が9月30日をもって任期を終えられ、後任には第3回市議会定例会において同意議決の上、新たに宮下英雄さんが市長から教育委員に任命されました。

ここで、宮下委員に一言ご挨拶をいただければと思います。

○宮下教育委員 先ほど市長から辞令をいただき、その重さを深く認識しているところです。私は教育現場一筋できていますので、教育という独特な分野についてはかなり経験しているつもりです。このたび教育委員に就かせていただきましたが、それも自分が前に進む一つの経験、財産ではないかと思っています。これまでの経験を生かしながら教育委員としての職務を全うしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○直原教育長 ありがとうございます。

◎議事録署名委員の指名

○直原教育長 本日の議事録の署名は宮下委員にお願いします。

○宮下教育委員 はい。

◎会議の進め方

○直原教育長 本日の会議の進め方について説明をお願いします。

○小堀教育総務課長 議案審議及び諸報告の最後に、その他として、人事案件の「東久留米市教育委員会教育長の休暇等（平成29年度前期分）に関する報告」を非公開で行わせていただきます。

○直原教育長 委員の皆様にお諮りします。諸報告の「東久留米市教育委員会教育長の休暇等に関する報告」については人事案件であるため、公開での議案審議及び諸報告を行った後に非公開で行いたいとの説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

○直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○鳥越係長 いらっしゃいます。

○直原教育長 お願いします。

(傍聴者入室)

傍聴の方にお知らせします。お配りしております資料についてはご入用の場合はお持ち帰りいただくことができます。

◎議事録の承認

○直原教育長 議事録の承認に入ります。8月28日に開催した第4回臨時会及び9月1日開催した第9回の定例会の議事録についてご確認をいただきました。特に修正の連絡がありませんでしたが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 議事に入ります。初めに「議案第35号 平成29年東久留米市一般会計（教育費）11月補正予算（案）について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第35号 平成29年度東久留米市一般会計（教育費）11月補正予算（案）について」、上記の議案を提出する。平成29年10月2日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳しくは教育総務課長から説明します。
- 小堀教育総務課長 本補正予算（案）は、市立南町小学校東校舎棟便所改修工事を対象とした都補助金の歳入を要求するものです。当該事業は平成28年度予算から繰り越し、本年7月から10月までを工期として実施してまいり、本年4月に創設されました「防災機能強化のための東京都公立学校施設トイレ整備支援事業補助金」の交付申請を5月に行い、7月にその決定を受けたことにより、新たに歳入予算を計上するものです。

なお、当該事業にかかる国庫補助金については本年2月に交付決定を受けており、事業費と合わせ必要な財源として繰り越しています。説明は以上です。

- 直原教育長 本件についてご意見あるいはご質問等ありますか。よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。「議案第35号 東久留米市一般会計（教育費）11月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第35号は承認することに決しました。

◎諸報告

- 直原教育長 諸報告に入ります。初めに、「①平成29年第3回市議会定例会について」、説明をお願いします。
- 師岡教育部長 平成29年第3回市議会定例会について説明します。本日は、次の資料を用意させていただいています。会期日程表と提出議案の一覧表です。これは追加議案を含みません。続いて、議案第50号、一般質問の一覧表、請願付託表と請願第31号、第41号の資料です。資料1枚目の平成29年第3回定例会の会期日程をご覧ください。9月5日から9月26日までの22日間の会期で開催されました。一般質問や常任委員会などの日程は資料のとおりです。総務文教委員会は9月14日、予算特別委員会は9月20日に開催をされています。

二つ目の資料の提出議案をご覧ください。初日に提出された議案は番号50番から59番までの10議案であり、その後60番から65番までの6議案が追加されました。その中で教育委員会に関係するのは「議案第50号 東久留米市教育委員会委員の任命について」「議案第56号 平成29年度東久留米市一般会計補正予算（第2号）」であります。議案第50号は、東久留米市教育委員会委員の名取はにわ委員の任期が平成29年9月30日をもって満了となるため委員を任命するもので、議会初日の即決議案として提案され、新

たに宮下英雄氏が全員賛成で同意されました。次に、議案第56号は指導室予算における、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業や学力ステップアップ推進地域指定事業などの東京都からの委託事業で、委託金の変更や経費内訳の変更などがあったことによるものです。また、特別支援学級宿泊学習補助金において、対象人数に変更があったことによる補正になります。9月20日に開催された予算特別委員会では、特別支援学級の宿泊学習について対象者の参加人数、実施する意義などにかかわる質疑がされた後に、採決したところ、賛成多数で可決すべきものとなりました。また、その後の本会議最終日の採決で賛成多数で可決されました。議案については以上です。

次に、一般質問です。19人の議員のうち教育委員会に関係する質問は12人からありまして、内容はオリンピック・パラリンピック事業、放課後子供教室の全校実施、ICTを活用した学校教育、通学路防犯カメラ、学校適性配置、学校図書館の運営、小・中学校のトイレ洋式化などについてです。詳しい答弁内容は後日、市ホームページに掲載されますのでご確認をお願いします。

続いて、請願の資料をご覧ください。29請願第31号は、図書館運営方針に関して市民説明会を求める請願です。29請願第41号は、就学援助において修学旅行費に事前支給と体育実技用具や卒業アルバム代の支給を求める請願です。14日の総務文教委員会で審議され、賛成反対双方の意見が交わされた後に採決した結果、いずれも賛成少数で不採択すべきものとされました。これら2件の請願については、その後の本会議の最終日の採決でいずれも委員会と同様に賛成少数で不採択となりました。今議会の報告は以上です。

○直原教育長 ただいまの説明についてご質問やご意見等がありますか。よろしいでしょうか。

次に、「②平成30年度予算編成方針について」の説明をお願いします。

○小堀教育総務課長 平成29年9月25日に市長から予算編成方針が示されましたので、本日お示しします。資料の前段は国、都の経済財政状況の記述があり、おめくりいただいた中段には本市の状況が記述されています。このページの下段からは4点、本市の施策を重点施策として予算編成を行うものとするとして位置付けがあります。(1)行財政改革の推進、(2)生活の快適性を支えるまちづくり、(3)子どもが健やかに生まれ育つことへの支援、(4)活力ある学校づくりの四つを重点施策とする旨の記載があります。以降、予算要求に向けての具体的な方針が記述されていまして、今後これに基づき予算編成を進めていくこととなります。説明は以上です。

○直原教育長 本件について質問等がありますでしょうか。なければ次に「③「教科書、教材等の作成に関するガイドライン」の改定について」、指導室長から説明をお願いします。

○穴戸指導室長 平成29年1月23日に「教科書、教材等の作成に関するガイドライン」を決定しましたが、このたび一部改定する必要が生じたため報告します。詳しくは統括指導主事から説明します。

○荒井統括指導主事 資料3番「教科書作成等」の表をご覧ください。本ガイドラインですが、当初作成する際、東京都教育委員会が都立学校を対象にしたガイドラインを援用して作成しました。そちらでは、教科書作成等の校長及び副校長の関与の可否の欄が「関与はできない」ということになっていまして、本市もそれを援用して、当初は関与することができないと記載していました。これは主に都立学校を対象としているものでして、生徒の実態に応じて教科書の選定を校内で行うことがあり、校長や副校長がそれぞれの都立学校の内部で選定委

員会の委員長、副委員長に就任するため、いわゆる採択の業務の一部に関わるとされていることから、都立学校では関与できないということに準じたものです。しかし、本市の実態を考えてみますと、市全体で選定調査委員会を持つことから、必ずしも校長や副校長は選定委員長にならない、また副委員長にもならないということが分かりました。そこで、「関与の可否についての届出を行うことによって可能である」と改めました。

○直原教育長 ただいまの報告についてご質問等ありますでしょうか。実害はなかったのですね。

○荒井統括指導主事 ありませんでした。

○直原教育長 よろしいでしょうか。それでは次の報告事項、「④中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会「学校における働き方改革に係る緊急提言」について」の説明をお願いします。

○小堀教育総務課長 本年8月31日付の事務連絡にて、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課から、「中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会「学校における働き方改革に係る緊急提言」について」という通知がありましたので報告します。趣旨についてですが、本文書2段落目から引用して説明します。

「本緊急提言は、同特別において教職員の長時間勤務の看過できない実態の改善に向けて『今できることは直ちに行う』という認識を全ての教育関係者が共有し、それぞれの立場から取り組みを実行するために取りまとめたものです。文部科学省としては、本緊急提言を重く受け止め、必要な取り組みを実施してまいります。各教育委員会においては所管の学校に対し、本緊急提言を周知いただくとともに、各教育委員会及び各学校においても、本緊急提言を踏まえ、適切に対応されるようお願いいたします」とあります。

内容については2枚おめくりいただくと、上段に大きく三つにまとめられている緊急提言があります。この三つの提言にそれぞれ求められる個別の取り組みが示されています。個別の取り組みについて、かいつまんで説明します。「1. 校長及び教育委員会は学校において『勤務時間』を意識した働き方を進めること」の配下には①として、業務改善を進めていく基礎として、適切な手段により管理職も含めた全ての教職員の勤務時間を把握することとしながら、その下のほうではICTやタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムが直ちに構築されるよう努めることとあります。2点目としては、教職員の休憩時間を確保すること、その上で、学校の諸会議や部活動等について勤務時間を考慮した時間設定を行うこととあります。また、留守番電話の設置やメールによる連絡対応を初めとした体制整備のための支援を講じること、部活動の適切な運営について休業日を含めた適切な活動時間の設定を行うとともに、部活動指導員の活用や地域との連携等必要な方策を講じることとあります。さらに、長期休暇期間においては一定期間の学校閉庁日の設定を行うこととあります。3点目としては組織管理や時間管理、健康安全管理等のマネジメント研修を充実し、意識改革と実践力の向上を図ること。

「2. 全ての教育関係者が学校・教職員の業務改善の取り組みを強く推進していくこと」の配下には、1点目として、時間外勤務の削減に向けた業務改善方針・計画を策定すること。2点目として、統合型校務支援システムの導入促進を図り、指導要領への記載など学習評価を初めとした業務の電子化による効率化などを図るとともに、ICTを活用し、教材の共有化を積極的に進めることとあります。また、これに当たりましては、都道府県単位での統合

型校務支援システムの共同調達・運用に向けた取組を推進することが重要であると付言されております。3点目として、国及び地方公共団体等においては、調査のみならず、学校に対する依頼・指示等について整理・把握し、その精選及び合理化・適正化を図ること。4点目として、給食費の公会計化を進めるとともに、給食費を初めとする学校徴収金について、口座振替納付等による徴収、教育委員会の責任のもと、地域や学校の実情に応じて事務職員等を活用しながらの未納金の督促の実施等、教員の業務としないよう直ちに改善に努めることと。5点目として、事務職員を活用することで事務機能の強化、業務改善の取組を推進するよう努めることとされています。

「3. 国として持続可能な勤務環境整備のための支援を充実させること」については、国において、支援策を早急に講じることができるよう平成30年度予算において取り組むべき事項がまとめられています。

本市においては現に取り組んでいるものもありますが、今後の国の支援策、また、都が策定している計画、あるいはそれに基づく支援策を注視していきたいと考えています。

- 直原教育長 本件については新聞報道もありましたが、このような形で文書が来ているという事です。本件についてご意見やご質問等がありますか。
- 尾関教育委員 予算のこともありますが、検討している取り組みはありますか。
- 宍戸指導室長 幾つかあります。来年度に向けて、長期休業中の学校閉庁日について設定を行うことの検討も進めています。
- 島崎学務課長 「学校給食費の口座振替の推進」についてですが、学校で指定した金融機関から口座引き落としとしていることから、既に口座振替という形式は完備している状況です。
- 宮下教育委員 電子化の導入、ICTを活用した授業と書いてあります。今まさにそういう時代の流れにあると思いますが、実際の現場においてはどの程度進んでいますか。完全に導入するとなると相当な予算がかかると思いますし、この文章の意味はよく理解していますが、教材のICT化について現実化される見通しがあるのかどうか伺いたいと思います。
- 直原教育長 この前の議会でも質問がありましたね。
- 小堀教育総務課長 ICTを活用とした教育という側面からお答えします。現在、各校にはパソコン教室という専用室がありまして、ここにデスクトップ型のパソコンを配置しています。パソコンの授業の際には児童・生徒がその教室に移動し、その端末を使って授業を受けていますが、今後は可搬式のいわゆるタブレット端末によるということも教育現場ではかなり一般化されつつあると認識しています。そういったものの導入に関しても現在、検討を進めていまして、予算対応を含め、引き続き検討していきたいと思っています。
- 宮下教育委員 できるだけその方向で検討してもらいたいと思います。
- 宍戸指導室長 ICT教育環境の整備についてですが、東京都公立学校のICT教育環境整備支援事業ということで、市立第七小学校、本村小学校、東中学校の3校がモデル事業を行っています。この夏季休業明けからタブレットパソコン60台、電子黒板3台、さらに、無線LAN環境の整備を行っているところです。その中には授業支援ソフト、協働学習ソフト、デジタル教科書も一部導入されています。この3校のモデル事業の実施については授業公開等を行い、その他の学校にどのくらい広げられるかを検討していきたいと考えています。
- 細川教育委員 「検討していきたい」ということですが、目途としてはいつぐらいになりますか。

○小堀教育総務課長 当面の目途ですが、平成30年度予算での対応を図りたいと、教育委員会としては考えています。しかし、予算編成は市全体の中でとらえるため、さまざまな視点が入ってくることも考えられます。まずは30年度を目途と考えています。

○直原教育長 ほかにはよろしいでしょうか。今のICTの関係ですが、まずは計画をつくらないといけないので、ちょうど今、パソコン教室のパソコンの切り替え時期に当たっていますのでそういう状況もにらみながら、タブレットを中心とした体制に転換を図っていきたいということで検討しているところです。

また、中教審の提言にある幾つかの部分、例えば出退勤管理システムや統合型校務支援システムとありますが、これは教材作成から成績処理までそういった機能を持った校務支援システムが東京都全体ではかなりの地区で導入されつつありますが、本市はまだできていません。こういったものについては予算的にも相当な額に上ります。現在、東京都においてもこの働き方改革への対応のプランの作成が進んでいますので、そういった動きもにらみながら、そしてこの中教審の答申にも幾つかの部分は個々の自治体が単独で導入するよりも共通で導入したほうがコスト面で大分メリットがあるだろうというものも含まれていますので、そういった動きも注視しながら実現に向けて考えていきたいと思っています。ただし時間がかかるだろうとは思っています。

○宮下教育委員 学校徴収金のことで伺います。給食費のほかにも学校が子どもたちから徴収しているのは教材費等があると思いますが、どのような形で徴収していますか。

○小堀教育総務課長 給食費以外の学校徴収金については、原則、現金による徴収は行わないこととして学校には通知しています。現に口座振替等を活用されています。

○宮下教育委員 学校教育に伴う費用の徴収については全学校が口座振替を用いているということですか。

○小堀教育総務課長 方向性としてはそうでした、全学校に対してそういった運用を求めています。

○細川教育委員 振り込みではなく「振替」です。自分から振り込むのではなく、引き落とされる方式になっています。PTA会費は、市立西中学校の場合は日時を決めて、各クラスのPTAの方が現金を集めています。教材費は振替を行っています。

○宮下教育委員 個人の口座があり、必要なものはその口座から教育委員会と学校の下で自動引き落としされているということですね。

○細川教育委員 引き落とされる場合、前もってお便りはいただいています。

○宮下教育委員 ということは、そのための口座をつくっていたことになりそうですね。個人が日常使っている口座から引き落とすとなると、何かあった場合の配慮はされていたのでしょうか。

○細川教育委員 入学する時に「郵便局に振替口座をつくってください」と、給食費と同じくお便りがきました。

○宮下教育委員 分かりました。

○直原教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これは非常に大きいテーマなので、逐次報告していきたいと思います。次の報告事項「⑤南沢獅子舞について」の説明をお願いします。

○市澤生涯学習課長 生涯学習課から、南沢獅子舞について報告します。南沢獅子舞は江戸初

期から旧南沢村に伝わる伝統芸能で、五穀豊穰と悪疫退散を祈願して奉納されてきました。

腹に太鼓を付けた3頭の獅子が舞う「一人立三匹獅子舞」の形式で、これに太刀、世流布、神楽、万歳の芸能も一緒に行われます。昔は南沢村の長男のみに限り伝承されてきましたが、現在は南沢在中の「南沢獅子舞連」によって4年ごとの秋祭りに演じられます。当日は午後に南沢氷川神社、夜に多聞寺で行われます。また、前日の夜には多聞寺で「揃い」と呼ばれる全体練習も行われます。南沢獅子舞は、貴重な伝統芸能として昭和42年に東久留米市無形民俗文化財に指定されています。本年は10月7日（土曜日）19時から南沢の多聞寺で「揃い」と呼ばれる全体練習を開催します。本番は10月8日（日曜日）の13時から「行列」と言われる行進を多聞寺から南沢氷川神社まで行い、14時ごろから南沢氷川神社で踊りこみが始まる予定です。19時から多聞寺で開催されます。世流布は南沢氷川神社と多聞寺では内容が異なっていると聞いています。雨天の場合ですが、10月7日の揃いについては中止となります。8日の本番は9日に順延となります。ぜひ東久留米の伝統芸能をご覧になっていただきたく、ご紹介させていただきました。

○直原教育長 以上で公開の審議を終え、非公開の審議に入ります。傍聴の方はこちらで退席をお願いします。

（公開しない会議を開く）

※平成29年第10回定例会は非公開の会議終了後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成29年10月30日

教育長 直原 裕(自署)

署名委員 宮下 英雄(自署)